

しかし、ここでは本題からずれるのであえて注記にのみとどめる。

(16) 『旧記録』前編一、18号。摘録すればつぎの如し。

一同東郷	中津河	一舛九合	久樂	九夕
	山口田	九夕	秋松	七夕一才
与樂	六夕	友永	七夕一才	
是國	五夕	恒久	三夕一才	
秋次	三夕	末吉	一才	

なお、この文書の年紀、保延元年というのは、四月二十七日からで、二月一日の段階はなお長承四年であるから、偽文書の可能性が出てくる。しかし、この社役の名別負担の起源はきわめて古いと考えられる。

むすび

薩隅において島津荘のような莊園がいかに成立してくるのかをその歴史前提に溯つて検討してみた。検討の素材は八世紀末にあらわれる郡倉のほかに置かれた、原則として郷単位に置かれた院の問題、九世紀においては主として薩摩国に置かれた国厨佃について、十一世紀においては、台明寺における寺域不入の問題である。そこに、莊園制の形成が律令財政のもとにおける律令收取組織の変転の結果であること、莊園制という私的領有組織は時代の收取組織として国家的に編成されたものであったことをみた。

薩隅における古代から中世への転換については、まだまだ検討すべき素材を残している。例えば、『続日本後紀』、承和九年（八四二）八月

丙子条にみえる大宰大式藤原衛の、四条の起請上奏文の含む問題である。

その第一条には、「商売之輩、飛帆來著、所賣之物、任聽民間令得廻々、了速放却」とある。また第二条に、「交替務了、未得解由五位之徒、寄

事格旨、留住管内、常妨農商、侵漁百姓、巧為奸利之謀、未觀填納之物」とみえる。そこに、大宰府管内国における交易活動のさかんな有様をうかがい知られる。それも帆船による港津利用の交易がなされていたのである。さらに、第四条には、「辺要之地、為有警虞、延暦年中、持立制文、不許開田、而比年頗有墾開之事、望請、依延暦三年四月廿六日符、一從停止」とみえる。そこに、「比年頗有墾開事」と開墾の盛行を指摘しているのは注目される。なぜなら、当時、「新付括責之輩、無給口分、不堪貢賦、人民易逃、戸口難増」という状況が一方では進行していたのである。以上、交易圈の増幅、「大開墾時代」の到来ということは、今後の莊園制形成史の理解において見逃すことのできない史実である。しかし、その検討は、問題提起の第一の論点に関わること故、別稿を期したい。

五二 個の支配イデオロギーであつたのである。

ところで、寺領は狩獵や伐木の対象となる山だけではなく、田畠が含まれる。それではその耕作形態はいかなるものであつたのか。台明寺田ではないが入来関係文書につぎの史料を見る。⁽¹⁵⁾

下 五大院政所正信所

可早任下知旨、令政所沙汰、宛下耕作寺領田畠等事、

在
高城東郷 同仲郷 入来院

薩摩郡并宮里郷

阿多郡等内

右、件田畠等、春時不令知沙汰人、各恣乍令耕作、不限秋所勘、有
限沙汰等令遁避之事、甚以奇怪事也、若於自今已後者、於院主者有
任替限、於政所者永代不朽人也、早任下知旨、可令政所正信沙汰、
宛下耕作件寺領田畠等也、就中、於入来郡者、有公驗限雖為坪々、
以往之間、余以不令知沙汰人、過來候条、所不輕罪科也、早任下知
旨、可令致沙汰之条、令下知畢、敢不可違失、故下、

保延元年十月廿五日

院主石清水權寺主大法師（花押）

すなわち、この保延元年（一一三五）十月の院主下文によれば、寺領田畠を「宛下耕作」するかたちをとつてゐる。この宛て下すものはここで
は五大院政所正信で、かれは沙汰人として、寺領田畠を耕作に宛て下す
もので、秋に「所勘」して年貢を取りたてたものであつた。したがつて、

“宛て下す”というのが請作形態であつたことが知られる。正八幡寺領
である桑東郷・桑西郷が名別編成をとり、修理役等の諸負担が名別にな
されていたことは、保延元年（一一三五）二月の年紀をもつ宮永社役支
配状⁽¹⁶⁾にみえているが、この名別編成は、「宛下耕作」の具体的形態を示
したものと解される。

注

(1) 『旧記雜錄』前編一（鹿児島県史料）40号、応保二年五月十五日大隅国台明寺住僧等解。この大隅国台明寺関係史料は、『平安遺文』にも収載されているが、以下『旧記雜錄』のみ注記する。

(2) 『旧記雜錄』前編一、47号、嘉應元年十月九日台明寺住僧等解。前同48号、承安三年十一月十五日台明寺住僧等解。

(3) 『鹿児島県史』第一巻、一二四ページ。

(4) 『旧記雜錄』前編一、405号。

(5) 『旧記雜錄』前編一、17号。

(6) 『旧記雜錄』前編一、39号。

(7) 『旧記雜錄』前編一、4号、大隅国司序宣。

(8) 『旧記雜錄』前編一、5号。

(9) 『旧記雜錄』前編一、10号。

(10) 『旧記雜錄』前編一、11号、橘成友起請文。

(11) (10)に同じ。

(12) 『旧記雜錄』前編一、7号、長久六年八月八日大隅国符。

(13) 『旧記雜錄』前編一、12号、康平三年二月廿六日大隅国司序宣。

(14) (9)に同じ。

(15) 『旧記雜錄』前編一、23号。『平安遺文』五の一二三三二号。なおこれは、朝河貫一『The Documents of Iriki』にも「入来関係文書」として収める。なお、この文書で、課役遁避が問題化しているのも見逃すことができない。

かにみえるが、そうではなくて、寺山辺への立入阻止、さらにいえば、毎年立用の糧米五十余石の見かえりとして、寺山辺を寺域として主張し、それを一円的に領有しようとするのがねらいであつた。

右のねらいは二年後の長久四年（一〇四三）にははやくもより明確化している。長久四年八月十一日の大隅国符⁽⁸⁾によれば、「重以制止、台明寺傍示内山野狩獵人等」となつていて、天喜三年（一〇五五）にいたれば、長久二年（一〇四一）の雜木伐採阻止が、寺辺一円領有の動きであつたことはすでに動かし難い。天喜三年七月二十五日の大隅国庁宣（案）につぎのようにいう。

序宣 贈於郡司

可任代々序宣旨、永停止台明寺四至内狩事、

右、件山、是仏法興隆之地也、因之代々宰吏、件狩永可停止之由所下知也、而如聞者、背彼起請之旨、近來有好狩輩之由伝言云々、仍重所仰如件、郡司宜承知、永以停止、若不憚制旨、猶有好狩輩者、且擗進其身、兼亦注姓名、可言上事由也、隨則現世重可召禁之、後生永斷仏種者也、故宣、

天喜三年七月廿五日

大介高橋朝臣 在御判

一たん、四至不入を成就すると、次第に寺域の拡張を目指す。天喜四年（一〇五六）には、「禁制傍示之堺、元者是須波留加多毛止也、而今五一傍示之近、猶不可狩件訓木尾内之由、山内住僧所令制止給也」といわれ

ている。これは、橘成友なるものの起請文のかたちをとつていて、成友というのは、いかなる地位のものかは判然としないが、台明寺領の莊官的役割を演じるものであったようと思われる。

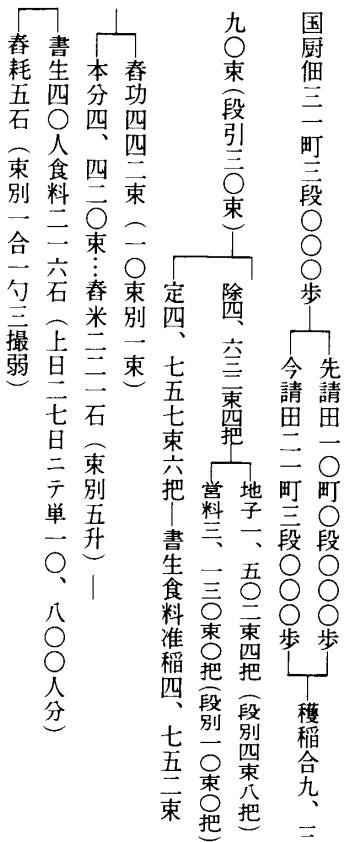
こうしてみると、台明寺における寺域不入の動向は、薩隅における莊園制形成の動きにほかならないことが明らかであろう。しかしその際、見逃し難いことは、寺域不入は、国衙より所轄の贈於郡司に命ぜられて実現が図られていることである。そのことは莊園制が財源（土地と人）の国家的分与によってその実現をみたといえるのである。それは律令財政のゆきづまりに伴う財源の変形形態の行きついた姿であつた。こうみると、島津莊のような寄進系莊園を理解するのには一見、さまたげになるように思われよう。しかし、権門に寄進すること、それ自体、支配層による、土地・人民の私的領有を国家的に編成していく一環であつたのである。

台明寺における寺域不入—寺領実現の際、その論理にもちだされたものは、「殺生禁断」の思想であった。台明寺の寺域不入関係文書につぎのような話がみえる。「台明寺山禁制殺生堺」⁽¹¹⁾といい、さらに、「当山贈於郡部中、難有猪鹿之堵、建立此寺之後、言上事由之日、傍示之内、前例被停止件狩也」⁽¹²⁾といい、「停止台明寺山内恣好遊獵輩」⁽¹³⁾というのである。そして、殺生禁断を犯し四至内に立ち入った場合には「永斷仏種」⁽¹⁴⁾とまで脅かした。このように「殺生禁断」の思想は寺領支配実現・維持の論理であつて、その意味で、「殺生禁断」はたんなる思想ではなく一

(2) 『類聚三代格』卷十五、易田并公營田事。貞觀十八年五月二十一日官符。

出著『中世國家成立過程の研究』三八・九以下参照。

(3) (2)に同じ。「国厨佃」の規模および機構つぎの通り。



三、台明寺における寺域不入の動向

薩隅における莊園制成立に直接に関わるものとして大隅国台明寺における寺域不入の動きをとらえておく必要があろう。

台明寺は現在遺址のみを国分市清水弟子丸に残すが、⁽¹⁾「天智天皇御宇」時、被定籠竹貢御所後、（中略）根本大伽藍也」という大隅国の古刹である。もつともこの、創建時にたいする認識において台明寺自ら混乱していて、「天武天皇御宇」を、あるときは「神武天皇御宇」といつたりする。それ故、『鹿児島県史』のいうつぎのような見解が妥当であろう。⁽²⁾「仁治元年十月の台明寺牒状に見ゆる所からすれば、恐らく平安朝時代叡山に倣つて国衙の鎮護の道場として創建されたものでなかろうか」⁽³⁾

と。仁治元年（一二四〇）十月三日の台明寺牒状には、「蓋此寺者、為禦鬼氣、於國衙丑寅之方、建置鎮護同家道場」とみえ、台明寺の地理的地位は国衙の丑寅の方向にあつて、いわば鬼門を守るかたちで国衙の守護寺として重要視されたのである。天承元年（一一三一）九月十七日の大隅国正八幡執印行賢寄進状⁽⁵⁾によれば、台明寺には堂僧十二人がおり、ほかに衆集院という常住僧一人をもつ別所があつた。また応保二年（一一六二）五月十五日の台明寺住僧等解⁽⁶⁾によれば、「顯也崇持天台教迹、瑩四教三觀利釪、密也伝授真言秘術、挹三密五瓶智水」とあつて、顯密の根本道場としてあつたことがわかる。

この台明寺が寺域不入の動きに出たのは、史料上では長久二年（一二〇四一）のことであった。これよりすでに十五年前の万寿三年（一二一六）には島津荘が成立しているが、台明寺における寺域不入がいかなる歴史的事由によるものかを暫く史料に即して眺めてみたい。

長久二年、台明寺は寺山辺の所在の雜木を伐り運ぶ雜人を制止しても
らいたい旨、大隅国衙に訴え、国衙は序宣をもつて所轄の増於郡司にた
いし、雜木を伐り運ぶ雜人の制止と、それら犯人を搦め進むべき旨を令
している。^(一)このとき台明寺は、「新米毎年立用公帳五十余斛、然而深山
之甚、依不被下合夕、住僧也少、荒廢尤多」とその窮状を訴え、さらに、
「借住無人之間、所在堂舍顛倒及数十年、不蒙公恩、敢不可修造、隨即
相期公家造木之程、今月二日大風、一層不遺、皆悉掃地顛倒又了」との
べている。このときの台明寺の意図は、一見、雜木伐採雜人阻止にある

の料を補充し、もつて、「仕官之輩不憂困苦、公務之道無有擁滯」のことを期した。大宰府はこれを受けて太政官に進達し、太政官は「薩摩国申請の「国厨佃」の加當を貞觀一八年（八七六）五月二一日に認可して

いる。⁽³⁾

この「国厨佃」が公営田と異なるところは公営田が輸租田と輸地子田とを含むのにたいして、「国厨佃」は輸地子田のみであつたことであつて、その地子は、一般乗田の場合と同じく、太政官に進納するところであつた。問題はその耕作形態であるが、これも公営田に准じて、国の正税を借貸し、耕佃には課丁を差発したものであろう。ただ、除料のうち、耕佃課丁の調庸准穎や食料等が計上されていない点が注意され、その点よりその耕作形態は別に考える余地がある。また、この薩摩国の「国厨

佃」の場合、地子率が低いこと、段別獲稻数を下田の三十束としていることにも注目したい。地子率の低いのはそれだけ国衙に余剰を残すことになり、そこに耕作民にたいする食料分が生ずることになるが、「国厨佃」がみな下田とされたのはどう解すればよいか。もし下田のみで構成されていたとすれば公営田が「水旱不損之田」を選んだのと比して余りにも懸隔がある。いずれにもせよ、「国厨佃」の段別獲稻数を下田の收量で計算しているところに当時の薩摩国の水田の生産性が低かつたことを語るものである。

なお、薩摩国には、「国厨佃」とともに、「勧学料田」が置かれているのはさきにみた通りである。この「勧学料田」というのも、その地子は

太政官に進納し、残りの獲稻を勧学料に充てるところから推して、その仕組みは「国厨佃」と同じとみてよいであろう。

この、薩隅において、九世紀に入つて設定された公営田、「勧学料田」・「国厨佃」にみられる特色は、財源を地子田にもとめようとする傾向といふえよう。地子田形態は本来的に小作の形態である。公営田制においては、輸租田を残し、さらに全課丁の掌握ということが課題になつてゐるが、地子田形態にむいては、そこにいかに強制化がなされても、耕作農民の負担能力が優先する。もともと、地子田形態に切り換えたこと自体、収税第一主義に切り換えたことを意味する。ここに、律令制の建設であつた全人民的掌握は一擲され、特定有力農民掌握と収税の維持ないし増大化を追求するようになるのである。

われわれは、公営田制や「国厨佃」の設定に、律令財政の窮乏化やそれを切り抜けていこうとする官人の姿をみるとともに、そこに好むと好まざるとにかくわらば、律令制が大きく転換しているのに注目せねばならないであろう。さらにそれを子細にみれば財源の土地化とともに、負担能力を重視するかたちで、土豪・有力民の登場を促がす状況の成熟化が眺められるのである。

注

(1) とりあえず拙稿「律令土地財源の性格とその変質過程」（『中世国家成立過程の研究』一九七九年）参照。角田文衛編『平安時代辞典』（角川書店刊予）にも「公営田」の項を執筆した。

符と同一趣旨のものは『続日本紀』卷四十、延暦十年二月癸卯（十三日）条にもみえ、季安の引用するものは『続日本紀』のものである。ただし、『三代格』と『続日本紀』には字句に違いがある。『続日本紀』の文つぎの通り。

「諸國倉庫、不可相接、一倉失火、倉院焼尽、於是勅、自今以後、新造倉庫、各相去十丈已上、隨處寛狭、量宜置之」と。とくに『続日本紀』の方にだけ

「倉院焼尽」と「院」の字を使用している。

(7) 『類聚三代格』卷十二、正倉官舍事、延暦十四年閏七月十五日官符。なお、

季安はこの記事を『日本後紀』に挿るとする。現存の『日本後紀』は延暦十四年条は闕文になつていて、

(8) 『類聚三代格』卷十二、正倉官舍事、延暦十四年九月十七日官符。

(9) (7)に同じ。

(10) (7)に同じ。

(11) 蘭田香融「倉下考—古代倉庫の構造と機能—」(『日本古代財政史の研究』一九八一年)参照。

(12) 承和十四年（八四七）十月十四日官符に「^(粗)應責大宰府貢物^(粗)龐惡并違期^(事)更として「右檢案内、貢物^(粗)龐惡及違期者可處重料之狀、延暦十四年七月廿七日、大同二年十二月廿九日、承和十三年二月廿一日、數度下符既訖」とみえ、貢物の^(粗)龐惡、違期がすでに八世紀から問題化していることがわかる。(『類聚三代格』卷八、調庸事)。また延暦四年（七八五）十二月九日官符によれば、「日向國百姓規避課役、逃入大隅・薩摩、本郷為墟、遂^(公)國^(政)」といい、今後、「應徵大宰管内九国百姓互浮浪九国調庸事」としている(『類聚三代格』卷八、調庸事)。

二、律令地方財政の変質

こうして、八世紀末の新院設置は、社会政策的な単なる増置を意味するものでなく、律令体制が重大な試練に際会したことを物語るが、九世

紀に入ると財政破綻が顕著となり、これを回避しようとして、弘仁十四年（八二三）に、大宰府管内に公當田制度があらわれる。⁽¹⁾これはなによりも租税徴収の危機を乗り切ろうとしてとられた施策で、本来、班田農民が人別に負担する調庸分を代輸しようとするなど注目すべき内容をもつていて。しかし、この点についてはすでに述べているのでここでは再説を避けて、直接、薩隅に関係する施策についてこれを述べたい。

早く、日向・大隅等の国々では、(一)国の学生の多くが「国境遙遠往多煩」ため勤学心が乏しいのを救うためと、(二)書生・雑色等の官糧の「絶乏」によつて常に飢苦に患つているのを優遇するためという二つの目的の下に、乘田を耕作させてその獲稻をその料物に宛て、地子だけを慣例によつて官に進納していた。薩摩国でもこの学生および書生・雑色等の経済的窮乏は同じであるとし、仁寿二年（八五二）同国は大宰府にたいし、日向・大隅両国の例に准じてかれらのために料田設置を申請した。大宰府は薩摩国の申請を太政官に進達し、太政官は民部省→大宰府を通してこれを許可した。薩摩国の申請した料田は二十町であつて、そのち十町を勧学料（学生料田五町、薬生料五町）とし、残る十町を「国厨佃」と名付けたのである。

しかし、「国厨佃」十町ではその後の財政経済情勢において不足するようになつた（その不足額は三、二三三束である）。そこで、薩摩国では大宰府にたいし、「件書生去居百里、不顧私業、專勤官途、何無假借」というような生活実状を具申して、この「国厨佃」を加當し、そ

行政区制上の「院」に変つたことを明らかにするものではない。そこで季安は、つぎのように考える。「是故郡司分而掌之、因其新院所其定名、謂是某院司、或依其旧尚曰郡司、其实皆一職耳」と、すなわち、季安は、

郷を統べる郡司が新院の管掌を兼ねて「……院司」といつたところから院名が行政区制上の「院」となつたとするのである。ただ郡司が新院の管掌にあたつたとするのはやや穿ちすぎというべきで、むしろ、原則として郷ごとに置かれた新院名が、その納入地域名ともなつたと考えるのが穩当ではあるまいか。もとよりそれでは、原則として郷ごとに置かれたはずの院が、郡と同列の地位をもつにいたつていて、それでは、律令地方行政制度の建前からいえば抵触すると思うむきもあるかも知れない。その点は十世紀以降の郡郷制の変化、とくに郡郷の並列化ということから理解されうるところであろう。

さて問題の第二は、なぜ律令政府は郡倉のほかに原則として毎郷に倉

院を置くのを認めたのかということである。官符によれば、設置の事由は二つあって、一つは、民の煩労を省こうということであり、他の一つは焼失を避けようとする点にあつた。⁽⁹⁾しかしこれだけでは新院設置の事情を過不足なく説明するものではない。

律令国家にとつて租税納入の倉庫は、その財政政策の根幹に関わることであった。「諸国建郡倉、元置一処」というのは、郡倉のもつ重みを示すものである。つまり、郡倉はただの租税収納庫ではなく、その年の地方財政の目安を量るものであり、そこからの出納は即、地方財政の運

營を意味した⁽¹¹⁾。したがつて、律令政府にとつて倉院の分散化は、地方行政の繁雑化に繋がるのであり、それ故、郡倉は「元置一処」されたのである。

こうして、延暦十四年（七九五）の、原則として毎郷に新院を設置するという政策は、財政機能をもつ倉院をたんなる収納機能をもつものに倭小化するとともに、ひいては、国司のもつ地方国庫の管掌権限を、実質上、郡（郷）司に委譲せざるをえないという事態を招来することになつたのである。

こう考えてくるとき、新院設置の事情は、官符がいう民の煩労を省くという社会政策的なところにもとめらるべきではなく、課役忌避の激化⁽¹²⁾という、より緊迫した社会情勢の到来を背景にしてとらえらるべきことがらであろう。

注

(1) 五味克夫解題ならびに翻刻（『鹿大史学』二五号、一九七七年、所載）に拠る。

五味氏によれば「古郡院説」は転写本として県立図書館にのみ伝わるという。

(2) (1)に同じ。

(3) 「古郡院説」以下季安の説はこれに拠る。

(4) 倉庫令に詳細な規定がみえる。

(5) 宮衛令義解、兵庫大藏条に、「余庫藏」に「謂、内外庫藏、其倉廩亦同」とみえ（『令義解』卷五）、『文德天皇実録』卷十、天安二年（八五八）五月己

丑条に「出穀倉院穀一千解、民部廩院米五百解、大膳職塩廿五解、賑給左右兩京苦霖之窮民」と「民部廩院」とある。

(6) 『類聚三代格』卷十二、正倉官舍事、延暦十年二月十二日官符。この官

五月十四日

盛時奉

伊豆藤四殿

盛時は平民部丞といい頼朝の寵臣で秘書をしていたような者、藤内は鎮西奉行人天野遠景のことである。府はいつもの用例に従つて大宰府と解すべし、これによると唐船看岸物は前から島津庄官が收め近衛殿に納めていたものと見ゆる。」と。

一 「院」の成立をめぐつて

行政区割を示す「院」の起源については、『薩藩旧記雜錄』の著者伊地知季安の「古郡院説」が委曲を尽している。⁽¹⁾それは「我薩隅日之於諸郡、有自古以院呼者」として建久八年（一一九七）岡田帳に山門院等々、院を名のるところが「雖多知之、未聞其所首説」としてのちに掲げる史料をあげて、「院」が郡、郷倉の機能を補完するかたちで生れた院倉に始まるとしたのである。この季安の「古郡院説」は天保五年（一八三四）七月に成ったものであるが、この論の紹介の勞をとられた五味克夫氏は、「院についての研究がこの後どの程度進んでいるのか不案内であるが、その所在、称呼の起源については今でも季安の説をほとんど出ていないのではないかと思う。⁽²⁾」とのべている。けだし至当の言であろう。

しかし、「院」の問題は起源を含めてなお論究すべきものを残していると思われる。

まず起源については民部省の廩院にまで溯つて考える必要があるので

はなかろうか。すでに季安もいうように、院の字義は「則有垣牆處而官廨」をいうのであり、それは「亦以具必有垣牆故」に院と名づけられた。⁽³⁾宮衛令兵庫大藏條に、「凡兵庫大藏院」とみえ、同じく宮衛令庫藏門条に、「凡庫藏門及院外四面云々」とみえる院はその定義を示すものである。律令国家は収税物の保管に倉庫を設けたが、そのうち民部省所管の獲稻を収納する倉庫は倉廩乃至廩院といわれた。⁽⁴⁾⁽⁵⁾租税収納倉をとくに廩院といつたのは、倉の周りに垣をめぐらしていたからであろう。

もとより倉庫の機能をもつ院がなぜ行政区割を意味する「院」となつたのかはそれでは説明しきれない。この倉庫機能をもつ院から行政区割を示す「院」への転化についてはすでに季安のあげている史料に立ち還えらねばならない。

延暦十年（七九一）二月の官符⁽⁶⁾によれば、「諸國倉庫犬牙相接、縱一倉失火者、百庫共被焚焼」として、「自今以後、新造倉庫、各相去必須十丈已上、地有寛狹隨便議置」とした。ついで延暦十四年（七九五）閏七月の官符⁽⁷⁾によれば、「諸國建郡倉、元置一処、百姓之居去郡僻遠、跋涉山川有勞納貢」として、「宜湊每鄉更置一院、以濟百姓兼絕火祥」とした。また同年九月の官符によれば、閏七月の官符を訂正し、「今須彼比相接比近之鄉、於其中央同置一院、村邑遙阻絶隔之処、宜量地便每鄉置之」としたのである。季安は以上のような史実をもつて、「拠此觀之、我藩之諸呼院者、皆其遺名而首于此者明驗」といつているのである。ただこれだけでは原則として毎郷一院を置けというだけで、郷の倉院から

薩隅における荘園制成立の歴史的前題

奥野中彦

問題の所在

古代から中世への指標として荘園制の形成があげられるであろう。中世は荘園制を社会体制とする荘園制の世界であった。しかし、その荘園制の形成についていくつも考えておかなければならぬことがあげられる。〔一〕そのひとつは荘園制の形成過程の問題である。薩隅の場合、荘園制形成は、万寿三年（一〇二六）の島津荘の成立をもつていわれるのが常である。しかし、この成立については、『鹿児島県史』の見解である班田制の廃頼、地方豪族の兼併というとらえ方から一步も出ていないのではないか。とくにいま一度、再考してみるべきことがらは、県史のつぎのような評価である。「古くより各郡に割拠し、多くの墾田を私有して来た郡司、或は同様の豪族が、有力なる社寺、或は権門に其の地を進めて、一は以って国司の不法なる侵害を防ぎ、一は以って子孫永く其の地を失はざらんと努めた為と考へられる。斯くの如く、当地方は大庄園の発達に好都合なる条件を具備して居たと云へるのである。」⁽¹⁾と。島津荘のような寄進地系荘園においては、県史のとくごとに一見みえるけ

れども、荘園制という社会経済組織の体制的成立は、郡司・豪族の私領有の結果ということにのみ帰せられることではない。改めて、荘園制の形成に直接関係することとして、それはいかなる流通交通体系を組み込んでいるかという問題である。荘園制の形成はなによりもまず一個の收取組織の定立を意味している。これは、旧来の流通交通体系を取り込むことなしには形成それ自体が不可能であった。島津荘に関しても、多くの論議を見るが、管見の範囲では、その成立に流通機能の問題が横たわっていたことを示唆したのは徳重浅吉論文⁽²⁾があるのみである。

荘園制の形成の問題を、薩摩、大隅という地方の問題に焦点を合せて考えることは、史料の少なさから、そこに問題の解明を一見困難にする危惧があるが、逆に、薩隅に視点を合せることによつて、問題はより鮮明化するという利点もあるであろう。薩隅における荘園制形成の歴史的前題を課題にする所以である。

注

(1) 『鹿児島県史』第一巻、二一七ページ。

(2) 徳重浅吉「鎮西島津庄、その成立・増大・住人・並に伝領」（「大谷学報」一〇四、昭4）、そこで徳重氏はつぎのようにいう。「：最後に一つの面白い問題を提起しておく、それは薩藩旧記にあって而も人々が注意しなかつたもの、全文は左の如し。

自近衛殿被仰下、島津庄官訴申、為実、府背先例、今年始以押取唐船着岸物事、解状遣之、早停止新儀、如元可被付庄家也、適為被仰下事也、上如狀者、道理有限事也、仰旨如此、仍執達如件、